

鴻巣市はつらつ生活支援サービスの事業の人員、設備及び運営並びにはつらつ生活支援サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第4章 雑則（第41条） （趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、鴻巣市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鴻巣市告示第317号）第3条第1号ア（イ）に規定する鴻巣市はつらつ生活支援サービス（以下「はつらつ生活支援サービス」という。）の事業の人員、設備及び運営並びにはつらつ生活支援サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。 （はつらつ生活支援サービスの事業の一般原則）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 略 （受給資格等の確認）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 はつらつ生活支援サービス指定事業者は、前項の被保険者証に、<u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、はつらつ生活支援サービスを提供するように努めなければならない。</u> （利用料等の受領）</p> <p>第19条 はつらつ生活支援サービス指定事業者は、法第115条の45</p>	<p>目次</p> <p>第4章 雑則（第41条・<u>第42条</u>） （趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、鴻巣市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鴻巣市告示第317号）第3条第1号ア（イ）に規定する鴻巣市はつらつ生活支援サービス（以下「はつらつ生活支援サービス」という。）の事業の人員、設備及び運営並びにはつらつ生活支援サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。 （はつらつ生活支援サービスの事業の一般原則）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 はつらつ生活支援サービス指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 はつらつ生活サービス指定事業者は、はつらつ生活支援サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 略 （受給資格等の確認）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 はつらつ生活支援サービス指定事業者は、前項の被保険者証に、<u>法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、はつらつ生活支援サービスを提供するように努めなければならない。</u> （利用料等の受領）</p> <p>第19条 はつらつ生活支援サービス指定事業者は、法第115条の45</p>

の3第3項の規定による第1号事業支給費の支給（以下「法定代理受領」という。）に該当するはつらつ生活支援サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該はつらつ生活支援サービスに係る介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（当該額が現に当該はつらつ生活支援サービスに要した費用の額を超えるときは、当該はつらつ生活支援サービスに要した費用の額とする。以下「費用基準額」という。）から当該はつらつ生活支援サービス指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2～4 略

（管理者及び訪問事業責任者の責務）

第24条 略

2 はつらつ生活支援サービス指定事業所の管理者は、当該はつらつ生活支援サービス指定事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 訪問事業責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

（運営規程）

第25条 はつらつ生活支援サービス指定事業者は、はつらつ生活支援サービス指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関す

の3第3項の規定による第1号事業支給費の支給（以下「法定代理受領」という。）に該当するはつらつ生活支援サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として鴻巣市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第8条の規定により算出したはつらつ生活支援サービスに要する費用の額（当該額が現に当該はつらつ生活支援サービスに要した費用の額を超えるときは、当該はつらつ生活支援サービスに要した費用の額とする。以下「費用基準額」という。）から当該はつらつ生活支援サービス指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2～4 略

（管理者及び訪問事業責任者の責務）

第24条 略

2 はつらつ生活支援サービス指定事業所の管理者は、当該はつらつ生活支援サービス指定事業所の従業者にこの告示の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 訪問事業責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) 略

(3) サービス提供責任者は、介護予防支援事業者等に対し、訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、^{くう}口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うものとする。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

（運営規程）

第25条 はつらつ生活支援サービス指定事業者は、はつらつ生活支援サービス指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関す

る規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 略

(勤務体制の確保等)

第27条 略

2及び3 略

(衛生管理等)

第28条 略

2 略

(掲示)

第29条 略

る規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第27条 略

2及び3 略

4 はつらつ生活支援サービス指定事業者は、適切なはつらつ生活支援サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第27条の2 はつらつ生活支援サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するはつらつ生活支援サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 はつらつ生活支援サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第28条 略

2 略

3 はつらつ生活支援サービス指定事業者は、当該はつらつ生活支援サービス指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、生活支援サービス従業者に周知徹底するよう努めなければならない。

(掲示)

第29条 略

2 はつらつ生活支援サービス指定事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該はつらつ生活支援サービス指定事業所に備え付け、かつ、こ

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)
第32条 略

(地域との連携)
第36条 略

れをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第32条 略

2 はつらつ生活支援サービス指定事業者は、介護予防サービス計画及びケアプランの作成又は変更の際し、介護予防支援事業者の従業者等又は居宅要支援被保険者等（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(虐待の防止)

第34条の2 生活支援サービス指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、当該生活支援サービス指定事業所における虐待の防止のための指針を整備し、生活支援サービス従業者に周知徹底するとともに、虐待防止のための研修を定期的実施するよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第36条 略

2 はつらつ生活支援サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

3 はつらつ生活支援サービス指定事業者は、当該はつらつ生活支援サービス指定事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してはつらつ生活支援サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもはつらつ生活支援サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(電磁的記録等)

第41条 生活支援サービス指定事業者及び生活支援サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この告示の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項及び第18条第1項並びに次

項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 生活支援サービス指定事業者及び生活支援サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下、「交付等」という。)のうち、この告示の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(その他)

第42条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(その他)

第41条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。